

企業等における公共交通利用型省エネルギー対策促進事業 の案件募集について

平成18年〇〇年〇〇日
〇〇運輸局

平成17年2月16日に発効した「京都議定書」に基づく我が国のCO₂排出削減目標の達成に向け、公共交通の利用推進等により、自家用自動車からCO₂排出量の少ない交通モード等への転換を図っていくことが強く求められているところです。

このため〇〇運輸局は〇〇経済産業局と連携し、経済界、交通事業者、行政等による「公共交通利用推進等マネジメント協議会」を平成17年〇月に発足させ、現在まで〇回開催してきました。

この度、運輸部門における省エネルギー対策としまして、企業等における公共交通利用型省エネルギー対策促進事業の案件を募集することといたしました。

応募された案件については、本年〇月に開催予定の第〇回協議会で審査し、選定された案件については、改めて独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の補助事業「民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業」へ応募していただくこととなります。なお、当該事業の実施は平成18年度予算の成立を前提とし、本協議会における選定・推薦をもってNEDOにおける事業採択を約束するものではありませんので、予めご承知おき下さい。

モデル事業として選定されますと、事業を行うにあたり以下の募集要領5.の補助を受けられることとなります。

つきましては、以下の募集要領によりモデル事業等を募集いたします。

希望される団体は、期日までに実施計画書を提出願います。

企業等における公共交通利用型省エネルギー対策促進事業

募集要領

1. 募集期間

平成18年〇月〇日（〇）～平成18年〇月〇日（〇）

2. 応募資格

地方公共団体、民間団体（地方公共団体との連携を推奨）

3. 応募条件

省エネルギー効果、費用対効果等の高い事業とする

4. 提出方法

別紙様式により提出（1部）

郵送・Eメールいずれの方法でも可

5. 補助概要

① 補助対象者 地方公共団体、民間団体等
（地方公共団体等の連携事業を優先的に採択）

② 補助率 ・モデル事業 2分の1
（補助額上限：1億円）

・FS事業 定額（100%）
（補助額上限：2,000万円）

※調査事業の中で実証実験を行うことは可能

6. 応募先及び問い合わせ先

〇〇運輸局 〇〇課

7. その他留意事項

① 応募された地方公共団体等は、第〇回協議会（平成18年〇月開催予定）にご出席の上、詳細なご説明をお願いすることとなります。

② 本協議会で選定した案件については、改めて独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の「民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業」へ応募していただくこととなります。なお、当該事業の実施は平成18年度予算の成立を前提とし、本協議会における選定・推薦をもってNEDOにおける事業採択を約束するものではありませんので、予めご承知おき下さい。

モデル事業等に関する実施計画書

株式会社・ 株式会社（複数記載のこと）

事業種別	モデル事業 ・ F S 事業		
事業名	事業		
事業の目的及び概要			
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
実証モデル実施場所	県 市ほか 地域		
実証モデル概要			
評価手法			
政策性			
省エネルギー効果 （年間）	削減量： k l（原油換算） 削減率： %		
費用対効果	費用対効果： k l / 億円 （ / 補助金額、 / 総事業費それぞれ記載）		
波及効果 （投資回収年含む）			
先進性・モデル性			
事業費	総事業費		補助対象事業費
	設計費	百万円	百万円
	設備費	百万円	百万円
	工事費	百万円	百万円
	諸経費	百万円	百万円
	評価費	百万円	百万円
	調査費	百万円	百万円
	消費税	百万円	百万円
	計	百万円	百万円

注：F S 事業は調査費と消費税を記載。

【記入上の留意点】

「事業期間」について

原則一年です。ただし、効果の把握と評価のため1年での実施が困難であって、年度毎の発生経費が明確に区分できる事業で、必要と認められる場合は2年です(この場合でも、2年目には新たな交付申請が必要)。

「評価手法」について

事業実施後の効果の把握を効率的に明確化できるような手法である点に留意して記述してください。

「政策性」について

政策的に取り組むことで初めて効果が増大する点に留意して記述してください。

「省エネルギー効果」について

年間あたりの省エネ効果を原油換算〔KL〕で記入してください。

なお、計算方法の一例は以下のとおりです。

『省エネ効果の算出の一例(自家用乗用車から営業用バスに転換するケース)』

1人を1km運ぶ際に消費するエネルギー量は、自家用乗用車2,730〔KJ/人・km〕、営業用バス804〔KJ/人・km〕(交通関係エネルギー要覧平成17年版 国土交通省総合政策局情報管理部)。

自家用乗用車から営業用バスへの転換者数は100人、平均通勤距離は10kmというケースであれば、1年当たりの省エネ効果は、

$100 \text{ [人/日]} \times (2,730 - 804) \text{ [KJ/人・km]} \times 10 \text{ [km]} \times 2 \text{ (往復)} \times 365 \text{ [日/年]} \div 1,000 = 1,405,980 \text{ [MJ/年]}$

1〔MJ〕を原油単位に換算すると約0.0262〔L〕(交通関係エネルギー要覧平成17年版 国土交通省総合政策局情報管理部)であるので、

$1,405,980 \text{ [MJ/年]} \times 0.0262 \text{ [L]} \div 1,000 = 37 \text{ [KL/年]}$

「波及効果」について

今回の事業の省エネルギー手法について、普及性の観点に留意して記述してください。
なお、投資回収年の計算方法の一例は以下のとおりです。

『投資回収年の算出の一例（自家用乗用車から営業用バスに転換するケース）』
（前頁の計算例より、）省エネルギー効果は37〔KL/年〕。
エネルギー単価を24〔円/L〕とすると、経済効果は

$$37〔KL/年〕 \times 1000 \times 24〔円/L〕 \div 10,000 = 89〔万円/年〕$$

当該事業の設備費用が1,000〔万円〕とすると、回収年数は

$$1,000〔万円〕 \div 89〔万円/年〕 = 11.2〔年〕$$

「先進性・モデル性」について

新たな省エネルギー手法となりうる工夫がこらされているか、また、最新の技術等が
取り入れられた設備・機器の導入事業であるかという点に留意して記述してください。